

R 6 助成情報第6号  
令和6年7月8日

令和6年度助成事業  
一般貸切旅客自動車運送適正化機関負担金助成募集要領

公益社団法人山口県バス協会

1. 助成事業の内容

(1) 助成内容

一般貸切旅客自動車運送適正化機関負担金に対する支援

(2) 助成対象事業者

一般貸切旅客自動車運送適正化機関に対して負担金を納付した会員貸切バス事業者

※公営事業者は除く。

(3) 募集期間（完了報告提出期限）

令和6年12月末日まで

(4) 助成額

130万円×（自社の県内営業所保有貸切車両数（※1）／公営除く会員の県内営業所保有貸切総車両数【331】）＝助成額

1事業者当たり上限 8万円

1事業者当たり下限 2万円

※1 令和6年2月1日現在の車両数とし、（一社）中国貸切バス適正化センターの請求書に記載されている車両数とする。

※2 助成額に千円未満の端数が生じた場合、千円未満は切り捨てる。

2. 助成の申込み等

(1) 交付申請

助成金の交付を受けようとする者は、様式1「一般貸切旅客自動車運送適正化機関負担金に係る助成額決定依頼書兼事業完了報告書」を募集期間内にバス協会に提出する。（但し、分割納付した場合、納付した額が算出した助成額を上回ってから提出すること。）

この場合に、負担金を支払った事実を（一社）中国貸切バス適正化センターが証明したときは、添付書類を省略できるものとする。

（2）交付決定

バス協会は、前号の依頼書等を審査し、助成金を交付すべきものと認めたときは、様式2「一般貸切旅客自動車運送適正化機関負担金に係る助成額決定通知書」により申請者に通知する。

（3）助成金の交付

バス協会は、前号の決定通知後、山口県の補助金入金状況等を勘案し、申請者に助成金を交付する。

（4）助成金の交付取消と返還

- ① 決定事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、助成金の交付を取り消すことができる。
  - ア 分割納付し、助成金の支払を受けた場合において、後期分の負担金納付を納付期限までに行わなかったとき
  - イ その他、実施事業の内容に虚偽があり、若しくはこれに付した条件等に違反したとき
- ② 前項の場合において、当該取消に係る事業の助成金が既に支払われているときには、バス協会は決定事業者に対し期限を定めて助成金の返還を求めることができる。
- ③ 決定事業者は、第1項に掲げる事項に該当することとなった場合、その内容を遅滞なくバス協会に報告し、その指示を受けなければならない。

(様式 1 )

令和 年 月 日

公益社団法人山口県バス協会会長 殿

事業者名

役職名

代表者名

(担当者名)

一般貸切旅客自動車運送適正化機関負担金に係る  
助成額決定依頼書兼事業完了報告書

令和 6 年度一般貸切旅客自動車運送適正化機関負担金助成募集要領に基づき、下記のとおり助成額の決定依頼並びに事業完了報告をします。

記

1. 一般貸切旅客自動車運送適正化機関への負担金納付額（県内営業所合計額）

円

2. 助成額

円

※千円未満は切り捨て。1事業者当たり上限8万円、下限2万円。

(算定根拠)

130万円×(自社の県内営業所保有貸切車両数【 】／331)

※車両数は中国貸切バス適正化センターの請求書に記載されている台数とする。

= 【 】

3. 添付書類

- ① 一般貸切旅客自動車運送適正化機関からの負担金請求書の写し
- ② 領収書写し又は振込書写し

4. 助成金振込先

銀行

支店

口座番号 ( 普通 ・ 当座 )

口座名義人

(様式2)

R 6 助成第 号  
令和 年 月 日

殿

公益社団法人山口県バス協会

会長

印

## 一般貸切旅客自動車運送適正化機関負担金に係る助成額決定通知書

貴者の令和 年 月 日付け助成額決定依頼書兼事業完了報告書について、  
下記のとおり助成額を決定したので通知します。

記

### 1. 助成額

円

(算定根拠)

※助成金は本通知後 週間以内に所定の口座に振込む予定です。